

第 2 回策定委員会（書面会議）意見書まとめ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、6月25日の第2回策定委員会は書面会議といたしました。

各委員の皆さまから頂いた意見は以下の通りです。

1 第4次安城市障害者計画の進捗報告（資料1）について

No.	7
意見①	福祉教育の充実のための助成金の交付ありがとうございます。 小学校では中学年での取組が多いと思いますが早い段階での動機付けに役立っています。
意見者	安城市立丈山小学校 山本 健太郎
No.	29
意見②	昭和 57 年の養護学校義務化実施の際、通学が困難で、就学免除を申請して入所し、地域を離れた人たちが一定数いたと聞いたことがあります。そのあたりの年代の人が少ないため、まだ中高年の障害者のニーズが表面化していないことも考えられるので、早めの対策の検討、検討継続をお願いしたいです。
意見者	安城市手をつなぐ親の会 原 恵美子
No.	77
意見③	特に幼小の連携を密にできたらと思います。
意見者	安城市立丈山小学校 山本 健太郎
No.	80
意見④	現在、保育所等訪問支援として実施されている内容は、療育機関から一般保育園への移行後のアフターフォロー的な利用状況だとも聞きます。本来の制度の趣旨にかなうよう、一般の保育園等に通う園児の保護者の側から、支援内容の改善を求めてもっと気軽に依頼できるよう、保護者に周知が必要ではないでしょうか。
意見者	安城市手をつなぐ親の会 原 恵美子
No.	82～87
意見⑤	障害のある児童生徒の指導経験がある、特別支援学校での教職経験者への協力呼びかけができないでしょうか。
意見者	安城市手をつなぐ親の会 原 恵美子

No.	87
意見⑥	かつて、ファミリーサポートセンターに大変お世話になった者として、安心安全確保の課題はあるものの、縮小の方向ではなく、課題克服の方向で対応策を探っていただきたいです。また、子育て期を終えた、障害児の育児経験者の登用でピアサポートを兼ねるなど、対応策はあると考えます。
意見者	安城市手をつなぐ親の会 原 恵美子
No.	125
意見⑦	そもそも、障害のために、入院受入れに至ることができないケースも散見されると聞きます。医療と福祉との関係強化に向けて、今後もご尽力いただけるようお願いいたします。
意見者	安城市手をつなぐ親の会 原 恵美子
No.	126
意見⑧	自立支援医療との関連はよくわかりませんが、昨年4月、県内の業者の問題で、治療用装具の不正受給について、医師・業者・患者が結託してのことのように報道されていました。多くの患者に正しい情報はなく、業者の勧める申請方法で取得せざるを得なかった場合が大半と思いますが、適正な運用は当然で、患者の負担が増さないように、ご指導いただけたらと思います。
意見者	安城市手をつなぐ親の会 原 恵美子
No.	148
意見⑨	介入件数の増加で、担当部署の負担軽減が困難で、対応策も限りがあるとのこと、状況が改善されることを願います。
意見者	安城市手をつなぐ親の会 原 恵美子

2 第5期安城市障害福祉計画・第1期安城市障害児福祉計画の進捗報告（資料2）について

No.	－
意見①	計画通り実施計画・実施される事を望みます。実情に応じて見直していただ下さい。
意見者	ぶなの木会 藪内 敏彦
No.	－
意見②	家族・当事者が生きづらさを感じず、生活していける様計画して下さい。
意見者	ぶなの木会 藪内 敏彦

No.	Ⅲの（４）
意見③	放課後等デイサービスの利用者が増えています。小学校と施設との情報共有・情報交換を（個別に応じて）大切にしていきたいです。
意見者	安城市立丈山小学校 山本 健太郎

3 アンケート調査結果報告書（資料3）について

意見①	障害のある方へのアンケートの集約方法について、介護保険利用者かどうかをもっと前で問うべきではなかったかと思いました。今回、ある程度、年齢による傾向の差を分析していただいたと感じましたが、主に身体障害や内部障害のある方の中でも、高齢者ならではの状況で手帳取得されている方と、生まれつきや若年期に取得される方とは、人生の状況もニーズも、かなり内容が異なるのではないのでしょうか。それぞれの方たちの思いについて、きめ細かく対応していただけるとよいと思いました。
意見者	安城市手をつなぐ親の会 原 恵美子

意見②	アンケート結果に基づいた分析結果が必要と思います。このアンケートからどういう事を実施すべきか、考察を入れた方がよいと思います。
意見者	ぶなの木会 藪内 敏彦

4 関係団体ヒアリング結果報告書（資料4）について

意見①	「ヒアリングから見られる傾向と課題」について、よくおまとめいただき、こまごまと注文を付けてしまった側として、感謝しております。 補足したいことがあります。知的に限らず、障害者のことを、健常者が「何もできない人」ととらえる傾向が強いのですが、実際には、それぞれの人に、多彩なできることがあり、その人に合った環境次第で、思わぬ力や人間的魅力を発揮できる、可能性を持った人たちであることを理解していただけたらいつも思っています。ともすると、「助けないといけない人」「かわりあいたくない人」へとネガティブな連想が働いていってしまうので、そうではなく、チャンスや環境の整備が必要なのだと強調できたらと思いました。
意見者	安城市手をつなぐ親の会 原 恵美子

意見②	関係団体の生の声を生かした計画として下さい。
意見者	ぶなの木会 藪内 敏彦

意見③	(感想です) 資料3を“総論のまとめ”という印象で呼んだ後でしたので、強い衝撃を受けました。私自身、当事者として委員会に参加していても、解決すべき問題の重さ・質が違うということに気付かされました。
意見者	旭 多貴子

5 次期安城市障害者福祉計画の策定について（資料5）

意見①	「横断的な視点」の追加について、とても大切なことと思い、賛同・支持いたします。
意見者	安城市手をつなぐ親の会 原 恵美子
意見②	<ol style="list-style-type: none"> アンケートやヒアリングを生かした福祉計画の策定として下さい。 障がい者に対する差別や偏見はいつも感じています。偏見や差別を少なくし事が必要と思います。難しい問題ではありますが、子供の頃からの教育や障がい者やその家族の事を市民の方々に知ってもらえる様、福祉計画策定を望みます。
意見者	ぶなの木会 藪内 敏彦
意見③	<ul style="list-style-type: none"> 市内の強度行動障害を有する方への緊急対応の体制構築。地域生活支援拠点を活用した短期入所（構築されているが、実際のニーズに対応できていない）、入所施設での一時保護。また、施設入所が必要と判断される方の受け入れ態勢整備。 ヘルパー、訪問看護の学校や、職場派遣の推進、拡大。医療的ケア児、者の社会参加、社会復帰、移動支援。
意見者	社会福祉法人サポートバディ 加藤 領助
意見④	<p>新たな施策体系（案）についての意見です。ただ、新しい分野別施策のバランスからいっても、そして、権利擁護の方向性からいっても固執するものではありません。</p> <p>【新たな計画の施策体系（案）】を資料1の冒頭のページと見比べて、『権利擁護』が現行の相談・情報提供の分野から啓発・広報の分野に移動していることに疑問を感じました。</p> <p>3頁の【3. 計画を貫く視点の追加】にある障害者権利条約の引用文『障害者の施策の「客体」としてだけでなく、必要な支援を受けつつ自らの決定に基づき社会に参加する「主体」として捉え』という理念に逆行すると思われるなりません。相談・情報提供の「主体」としての障害者にとっての権利擁護と、市民に対して啓発・広報する「客体」としての障害者の権利擁護とは全く違うものです。現行の7-3（資料1の最終見開きページ）でも144、145、148、149は市民に向けての「客体」としての障害者観が強いのですが、146、147は障害を持つ「主体」に向けての支援・啓発を読み取ることができます。</p> <p>「あなたはこういう権利を持っています。それを社会は尊重します」という立場に立って施策に具現化されるためには、啓発・広報の分野よりは相談・情報提供の方がふさわしいと思われます。</p>
意見者	旭 多貴子

